# 広域連合の現状と名古屋大都市圏広域連合の可能性

~「名古屋大都市圏広域連合」が担うべき事務の検討~

名古屋市立大学経済学研究科 諏訪 一夫\*

#### はじめに

前回、研究会<sup>1</sup>の報告書で、名古屋市における大都市制度のあり方の基本方向として、「名古屋大都市特別自治圏」をめざす準備段階として、名古屋大都市圏の全市町村で構成する「名古屋大都市圏広域連合」を形成することが望ましいとの構想を表明した<sup>2</sup>。

そこで、本稿では「名古屋大都市圏広域連合」の担うべき事務の内容を検討し「広域連合の現状と名屋 大都市圏広域連合の可能性」を考察する。

第1節では、総務省公表の「広域連合の設置状況」を分析して、「後期高齢者医療広域連合」「関西広域連合」を除く広域連合の現状は、比較的人口規模の小さい自治体の連合体であり、地域差があり、効率化のための共同処理事務がほとんどであることを明らかにする。また、訪問調査した2つの事例(東三河広域連合・関西広域連合)に学ぶ。第2節では、これまでの合併、広域行政の変遷と教訓を踏まえ、「地域共同社会」を如何に維持再生するかを念頭に広域行政を考える。第3節では、平成の大合併が終息した今日、現行制度上の広域連携における広域連合による行政サービスの提供を、また、広域連合が担う事務の今後の展望として、効率化のための共同処理事務の今後の広がりを模索する。第4節では、「名古屋大都市圏広域連合の可能性(名古屋市にとっての広域連合の展望と担うべき事務)を探る。それぞれの自治体の意思を尊重し、自治体間での議論を前提に、地域全体の住民福祉の条件整備としての目指す共通の目的を確立し、広域連合をツールとして、地域共同社会を実現すること。ただ単なる効率化のための共同処理事務のみではなく、有効性、効率性、経済性の観点をあわせ、この地域の将来を見据えた理念のもとでの確かな目的のための広域連合の事務を設定すべきで、名古屋大都市圏広域連合の可能性は明確な目的の設定次第で開かれてくるであろうことを展望し本稿を締めくくる。

#### 1. 広域連合の現状(設置・処理事務)

総務省公表の「広域連合の設置状況」を筆者なりの見解で整理し分析する。

<sup>•</sup> 特任教授

<sup>「</sup>名古屋市における大都市制度のあり方に関する研究会:名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所におけるサブ・クラスター研究及び平成27年度名古屋市立大学特別研究奨励費交付対象研究に係る研究者グループによって構成。研究メンバーは、研究代表者森徹名古屋市立大学大学院経済学研究科教授はじめ6名。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>名古屋市立大学大学院付属研究所(2016)『名古屋市における大都市制度のあり方〜基本的方向性と住民自治、社会的インフラの整備・改修』国際地域経済研究第17号平成28年5月(第2節名古屋大都市圏に相応しい大都市制度の方向性39・47頁)

#### 1.1. 設置状況

2016(平成28)年4月1日現在の広域連合数は116連合であり<sup>3</sup>、加入する自治体(以下、「団体」とする)数は、延べ2,357団体(3 府、11 県、999市(うち27 政令市(政令指定都市、以下「政令市」とする)、51中核市、39特例市)、1,009町、309村、23区、3組合)(下記の類型A+B+C)である。

但し、2つ以上の広域連合に重複して加入する団体を1つと数えると、実質は、116連合1,756団体(2府、10県、790市(うち20政令市、47中核市、37特例市)、745町、183村、23区、3組合)である。 (1)3つの類型

大きく以下のA,B,Cの3つの類型に分類することができる。

- ・A 類型:各都道府県内での設置―「各種事務の広域連合」は、68 連合 603 団体(1 府 4 県、205 市(うち 3 政令市、4 中核市、2 特例市)、264 町、126 村、3 組合) である。
- · B 類型: 都道府県下全市町(村)で構成する各都道府県内での設置―「後期高齢者医療広域連合」は、47連合1,741団体(790市(うち20政令市、47中核市、37特例市)、745町、183村、23区)である。
- ・C 類型:複数府県・政令市での設置―「関西広域連合」は、1 連合 12 団体(2 府(大阪、京都)、6 県(滋賀、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島)、4 政令市(大阪、堺、京都、神戸) である。
- (2) A 類型 (「各種事務の広域連合」) の 68 広域連合について
- (2.1) A 類型 68 広域連合の構成団体(府県・中核市・特例市・一般市町村、組合)の設置分類別内訳
- ① 「府県と全市町(村)設置の広域連合」は、5広域連合210団体(1府4県97市70町38村)。
- 埼玉 彩の国さいたま人づくり広域連合 1 県と全市町村(さいたま市を含む40市22町1村) 人材、
- 長野 長野県地方税滞納整理機構広域連合 1 県と全市町村(19 市 23 町 35 村) 税の滞納、
- 静岡 静岡地方税滞納整理機構広域連合 1 県と全市町村(静岡・浜松市を含む 23 市 12 町) 税の滞納、
- 京都 京都地方税機構広域連合 1 府と京都市を除く全市町村(14 市 10 町 1 村) 税の滞納、
- 島根 隠岐広域連合 1 県と隠岐の島(1 町 3 村) 隠岐の島の各種 8 事務。

4 府県が加入の広域連合は一つの事務に、1 県が加入の広域連合は「島」の事務に特化している。

- ② 「県内全市町村設置の広域連合」は、1 広域連合 34 団体 (11 市 17 町 6 村) 1 事務に特化。 高知一こうち人づくり連合ー県内全市町村(高知市を含む 11 市、17 町、6 村) - 職員研修・人材交流。
- ③ 「中核市と市町村設置の広域連合」は、3 広域連合 20 団体(10 市(うち 3 中核市) 7 町 3 村)。 北海道 - 函館圏公立大学広域連合 - 函館市を含む 2 市 1 町 - 公立大学法人の 1 事務に特化、

長野 - 長野広域連合 - 長野市を含む3市4町2村 - 各種5事務、

愛知 - 東三河広域連合 - 豊橋市を含む5市2町1村 - 各種10事務。

- ④ 「特例市と市町村設置の広域連合」は、2 広域連合 13 団体(7 市(うち 2 特例市)1 町 5 村)。
- 長野 松本広域連合 松本市を含む3市5村 各種8事務、
- 佐賀 佐賀中部広域連合 佐賀市を含む4市1町 各種4事務。
- ⑤ 「一般市町村設置の広域連合」は、57 広域連合 326 団体(80 市、169 町、74 村、3 組合) 各種延べ 309 事務。

<sup>3</sup>市町村数は総務省公表の平成26年4月5日現在1,718(790市・745町・183村)である。

以上のように、A類型の「各種事務の広域連合」の68 広域連合について、都道府県・政令市・中核市・特例市の加入は少ない。とりわけ、中心となって、けん引しているのは、実質、5 府県(埼玉、長野、静岡、京都、島根)、3 中核市(函館、長野、豊橋)、2 特例市(松本、佐賀)で、大都市(政令市)は0 である。従って、広域連合は比較的人口規模の小さい団体の連合体であると言える。なお、この他に、県のけん引のもとで、県内全市町村と同様の立場で、3 政令市(さいたま・静岡・浜松市)が加入している。また、1 中核市(高知市)は、県は加入していないが、県内全市町村と同様の立場で加入しているようである。

- (2.2) A 類型 68 広域連合の地区別(道府県)数の多い順(設置 26 府県の1 府県平均2.6 連合)
- ① 北海道地区:1道で12広域連合。
- ② 中部地区:6県で27広域連合(設置県の1県平均4.5広域連合)、長野-11広域連合、三重-7広域連合、岐阜-4広域連合、愛知-3広域連合、福井,静岡-1広域連合。
- ③ 東北地区:3県で5広域連合(1県平均1.7)、青森,岩手-各2広域連合、山形-1広域連合。
- ④ 中国地区:2県で4広域連合(1県平均2)、鳥取、島根-各2広域連合。
- ⑤ 四国地区:2県で4広域連合(1県平均2)、徳島,高知-各2広域連合。
- ⑥ 九州地区: 7 県で10 広域連合(1 県平均1.4)、熊本-4 広域連合、福岡, 佐賀, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄-各1 広域連合。
- ⑦ 関西地区: 3 県で4 広域連合(1 府県平均1.3)、京都-2 広域連合、大阪, 奈良-各1 広域連合。
- ⑧ 関東地区: 2 県で2 広域連合(1 県平均1)、埼玉, 山梨 各1 広域連合。

以上のように、広域連合数の都道府県別平均数の多い地区別は、北海道が抜きん出て多く、差があり、 中部地区、東北地区が続き、関東地区が少ない。地域差がある。

(2.3) A類型 68 広域連合の道府県別数の多い順

広域連合設置の都道府県数は 26、未設置の都道府県数は 21 であり、設置都道府県数の 26 の多い順と内訳は次のとおりである。

- ① 北海道1道の12広域連合:函館圏公立大学広域連合(以下、「広域連合」は省略)(2市1町)、空知中部(1市5町)、中・北空知廃棄物処理(5市9町)、西いぶり(3市3町)、渡島廃棄物処理(1市9町)、日高中部(2町)、北しりべし廃棄物処理(1市4町1村)、根室北部廃棄物処理(4町)、釧路(1市2町1村)、大雪地区(3町)、後志(10町6村)、富良野(1市3町1村)。
- ② 長野1県の11 広域連合:上田地域(2市2町1村)、松本(3市5村)、木曽(3町3村)、南信州(1市3町10村)、上伊那(2市3町3村)、北アルプス(1市1町3村)、佐久(2市5町4村)、北信(2市1町3組合)、長野(3市4町2村)、諏訪(3市2町1村)、長野県地方税滞納機構(長野県、県内全市町村)。
- ③ 三重1県の7広域連合: 香肌奥伊勢資源化(3 町)、紀南介護保険(1 市 2 町)、紀北(1 市 1 町)、鳥羽志勢(2 市 1 町)、 度会(3 町)、 鈴鹿亀山地区(2 市)、桑名・員弁(2 市 2 町)。
- ④ 岐阜、熊本 2 県の各 4 広域連合 : 岐阜 安八郡(3 町)、揖斐(3 町)、もとす(2 市 1 町)、羽島郡(2 町)、 熊本 - 宇城(2 市 1 町)、菊池(2 市 2 町)、上益城(5 町)、天草(2 市 1 町)。
- ⑤ 愛知1県の3広域連合: 知多北部(3市1町)、衣浦東部(5市)、東三河(5市2町1村)。
- ⑥ 青森、岩手、京都、鳥取、島根、徳島、高知の7府県の各2広域連合:青森-津軽(3市3町2村)、つがる西北五(2市4町)、岩手-気仙(2市1町)、久慈(1市1町2村)、京都-相楽東部(2町1村)、京都

地方税機構(京都府、京都市を除く府内全市町村)、鳥取 - 鳥取中部ふるさと(1 市 4 町)、南部箕蚊屋(2 町 1 村)、島根 - 雲南(1 市 2 町)、隠岐(1 県、3 町 1 村)、徳島 - 徳島中央(2 市)、みよし(1 市 1 町)、髙知 - 中芸(3 町 2 村)、こうち人づくり(県内全市町村 - 11 市 17 町 6 村)。

① 山形、埼玉、福井、山梨、静岡、大阪、奈良、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の13 府県の各1 広域連合: 山形 - 最上地区(3 市 3 町 2 村)、埼玉 - 彩の国さいたま人づくり(埼玉県、県内全市町村)。福井 - 坂井地区(2 市)、山梨 - 山梨県東部(3 市 3 村)、静岡 - 静岡地方税滞納整理機構(静岡県、県内全市町村)、大阪 - くすのき(3 市)、奈良 - 桜井宇陀(2 市 2 村)、福岡 - 福岡県介護保険(5 市 26 町 2 村)、佐賀 - 佐賀中部(4 市 1 町)、大分 - 臼津(2 市)、宮崎 - 日向東臼杵(1 市 2 町 2 村)、鹿児島 - 徳之島愛ランド(3 町)、沖縄 - 沖縄県介護保険(1 市 8 町 18 村)。

以上のように、広域連合設置数の都道府県は、面積の広い北海道、長野が抜きん出て多く、三重、さらに差があり、岐阜、熊本、愛知の順である。長野県は市町村合併より広域連合を重視してきた経緯があるようである。

- (2.4) A 類型 68 広域連合の構成団体(県市町村) 数の多い順
- ①府県と全市町村で構成する広域連合数は、既述の4府県4広域連合。
- 78団体:長野-長野県地方税滞納整理機構広域連合-税の滞納、1県と全市町村(19市23町35村)。
- 64 団体: 埼玉 彩の国さいたま人づくり広域連合 人材、1 県と全市町村(40 市 22 町 1 村)。
- 36 団体:静岡 静岡地方税滞納整理機構広域連合 税の滞納、1 県と全市町村(23 市 12 町)。
- 26 団体:京都-京都地方税機構広域連合-税の滞納、1 府と京都市を除く全市町村(14 市 10 町 1 村)。
- ②全市町村で構成する広域連合数は、既述の1県1広域連合。
- 34団体:高知一こうち人づくり広域連合-職員研修・人材交流、全市町村(11市17町6村)。
- ③ 非全市町村は63広域連合

33 団体:1県(福岡-介護保険広域連合(5市26町2村))。28 団体:1県(沖縄-介護保険広域連合(2市8町18村))。16 団体:1道((北海道-後志広域連合(10町6村))。14 団体:1道1県(北海道-中・北空知廃棄物処理広域連合(5市9町)、長野-南信州広域連合(1市3町10村))。11 団体:1県(長野-佐久広域連合(2市5町4村))。10 団体:1道(北海道-渡島廃棄物処理広域連合(1市9町))。9 団体:1県(長野-長野広域連合(3市4町2村))。8 団体(以下「広域連合名」は省略):5県(長野3広域連合(以下「広域連合」は省略)、青森,愛知-1)。6 団体:6 道県(北海道,長野-2、青森,山梨-1)。5 団体:11 道県(北海道,長野-2、愛知,鳥取,島根,高知,佐賀,熊本,宮崎-1)。4 団体:8 道県(北海道-2、岩手,山形,愛知,三重,奈良,熊本-1)。3 団体:18 道県(三重-4、岐阜-3、北海道,熊本-2、岩手,福井,京都,大阪,鳥取,島根,鹿児島-1)。2 団体:7 道県(三重,徳島-2、北海道,岐阜、大分-1)。

以上のように、構成団体(県市町村)数の多いのは、府県と全市町村が結成する広域連合が多い。長野、埼玉、静岡・・・である。

# 1.2. 処理事務状況

A 類型 68 広域連合の事務は、筆者なりの見解で整理しまとめると、35 種類、延べ数 310 事務である。 1 つの広域連合での処理事務数の多い順とその広域連合数を見てみると、最多 14 事務で、10 以上の事務 を処理している連合数は5連合であり、9以下5以上は25連合、4以下2以上は21連合であり、このように2以上の複数の事務を処理している広域連合数は、51連合、34種類、延べ293事務である。一つの事務のみに特化している広域連合数は、17広域連合、6種類、延べ数17事務であり、6種類のうち5種類は51広域連合と同じで、1種類は51広域連合には無い。

17 広域連合は次のとおりである。

- ① ごみ等清掃事務に特化しているのは6広域連合、北海道5-中・北空知廃棄物処理広域連合(5市9町)、 渡島廃棄物処理広域連合(1市9町)、北しりべし廃棄物処理広域連合(1市4町1村)、根室北部廃棄物処理 広域連合(4町)、釧路広域連合(1市2町1村)。三重1-香肌奥伊勢資源化広域連合(3町)。
- ②介護保険に特化は4広域連合、愛知1-知多北部広域連合(3市1町)、三重1-紀南介護保険広域連合(1市2町)、福岡1-介護保険広域連合(5市26町2村)、沖縄1-介護保険広域連合(2市8町18村)。
- ③税に特化は3広域連合、長野1、静岡1、京都1-既述広域連合。④職員研修・人材開発に特化は2広域連合、埼玉1、高知1-既述広域連合。⑤公立大学に特化は1広域連合、北海道1-既述広域連合。⑥消防に特化は1広域連合、愛知1-衣浦東部広域連合(5市)。

上記 17 広域連合を含めた A 類型 68 広域連合の 35 種類、延べ 310 の事務の内訳は次のとおりである。この場合、一つでも複数でも主たる事務に関わる事務を処理しておれば「一つの事務」と見做す。例として「介護に関する事務」は相談、判定、審査など細部にわたり多数あり、団体によって処理する範囲、程度は異なっているが、介護に関する事務の細部の一部でも複数でも行っている場合は、「介護に関する一つの事務」としてカウントすることとした。また、「に関する事務」の表記を省略する。例として、「1.介護保険に関する事務」は「1.介護保険」と表示する。多い順から掲げる。

1.介護保険(介護保険に関する事務-介護保険法及び介護保険法施行に関する事務で計画、認定審査、保険料等の諸事務):47 広域連合(以下「広域連合」は省略)、2. 広域・事業調査研究(広域化計画・振興調査研究、広域化事務実施の調査研究等):40、3. ごみ等清掃(ごみ、し尿収集、資源化等):33、4. 障害者福祉(障害者支援、障害者総合支援法の規定に基づく障害支援区分の審査判定・審査会等):28、5. 消防(消防、火薬類、液化石油ガス等):22、6. 施設(福祉施設、公園、牧場、道路等):20、7. 職員研修・人材開発:12、8. 医療・病院(医療ー福祉医療給付、休日救急医療等。病院-病院・輪番制病院・診療所等の運営・設置等):11、9. 墓地・斎場(墓地、埋葬、斎場、火葬施設等):11、10. 情報(個人情報等):11、11. 福祉(障害福祉を除く老人福祉、保健福祉、居宅サービス、ホームヘルパー、社会福祉法人、児童対策等):10、12. 基金:10、13. 観光:7、14. 税(税、税・保険料滞納):6、15. 公平委員会:5、16. 国保(国民健康保険事業):4、17. 電算:4、18. 行政不服(行政不服審査法に規定する機関、運営):4、19. 消費者:3、20. 公共土木:3、21. 下水:2、22. 林業:2、23. 公共施設相互利用:2、24. その他:2、25. 航空図形:1、26. 高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療:1、27. 広報:1、28. いじめ:1、29. 交通共済:1、30. 企業立地:1、31. スポーツ振興:1、32. 学校給食:1、33. 水道供給:1、34. 公立大学:1、35. 権限委譲事務調査:1。

以上のように、介護保険が最も多く、広域・事業調査研究、ごみ等清掃、障害者福祉、消防、施設、職員研修・人材開発が続く。25.~35.の事務は1つの広域連合しか行っていなく、特色あるユニークな事務と言える。特記すべきことは、消防に関する広域事務(消防、火薬類、液化石油ガス等)は、5.のとおり22 広域連合が存在するが、「防災」に関する広域連合は存在しない。「防災」は協議等の行政連携で行って

いるようである。効率化に資する「共同処理事務」がほとんどである中で、広域連合に期待する「広域・ 事業調査研究」が進んでいないようである。調査研究の目的が曖昧で、目的の設定が今後の課題となって いる広域連合も散見されている。

#### 1.3. 広域連合の事例

- (1)東三河広域連合(A 分類の例)
- (1.1)土壌と設立および目的とねらい

東三河広域連合の説明・資料によれば次のようである<sup>4</sup>。もともと東三河地域は一体となって仲良かった 土壌のもとで、1993(平成5)年4月に19市町村で東三河地方拠点都市地域整備推進協議会を設立、19市町 村が8市町村の合併を経て、2015年(平成27年)1月に8市町村(豊橋市(中核市)、豊川市、蒲郡市、新城 市、田原市、設楽市、東栄町、豊根村)で東三河広域連合設立を設立した。

自ら選択し自由に生きることができる自分のライフスタイルや生活環境の幅広い機能を備えた「生活の都」づくりを目的として、①新たな地方行政のトップランナーを目指す、②東三河がスクラムを組んで地域力を高めることとしており、ねらいは、①東三河全体の新たな広域行政の展開、②権限の移譲を受け地方分権改革を進める、③事務の共同処理により事務の効率化を図ることである。

#### (1.2)処理事務と今後の取り組み

共同処理事務は9分野あり、「平成27年~、28年~、30年~」の3つの経過を予定し段階を踏んでいる。 9分野は、1.介護、2.税滞納、3.社会福祉認可、4.障害支援認定審査会、5.消費生活相談、6.公共施設相 互利用、7.職員研修、8.情報発信、9.航空写真地図データであり、特色は全国の広域連合で唯一の「航空 写真撮影と地形図データの作成」に関する事務である。

調査・研究に関する事務は2分野で、1. 新たな連携事業、2. 権限移譲である。特色は全国の広域連合で 唯一の「事務権限の委譲に係る調査研究」に関する事務である。

今後の取り組みとして、「広域連携事業」と「県からの権限移譲事務」をあげており、「広域連携事業」は一体的な地域づくりを進める事業に取り組み、具体的に、1. 観光振興(アンテナショップ、インバウンド施策、広域観光周遊ルート形成など)、2. 産業振興(UIJ ターン、人材育成、農林水産物ブランド化、企業誘致活動など)、3. 環境保全(再生可能エネルギー、水源林保全、鳥獣害対策など)、4. 地域防災(相互応援体制充実、総合防災拠点整備、消防防災へり導入など)である。

「県からの権限移譲事務」は、1.保健所の運営、2.児童相談所の運営に挑戦しようとしている。 以上のように、地域性ある効率化事務の着実な実施をしている。なお、「防災」は重点課題としている。 (1.3)東三河広域連合の役割と今後の課題

広域連合としての東三河広域連合の役割は地方創生の受け皿となって展開(まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略)としているが、今後の課題は、山間部、都市部、海岸部の置かれた環境・産業・インフラ等の水準の違い、住民気質の異なる地域の一体感の持続と、住民にとって何が良くなるかの納得

<sup>4</sup>連合会事務局説明・資料。 2016年8月23日訪問調査:事務局長面談。豊橋市訪問 副市長面談。

し共有することの出来る明快な説明を常に行い、行政と住民の一体感の酸成が求められる。そのため、現在行っている東三河県庁との連携と官民連携体制の一層の推進が不可欠であろう。現在行っていることとしては、官の東三河県庁、東三河ビジョン協議会(県、東三河8市町村、東三河広域経済連合会、大学等)、と民の経済団体、大学、金融機関、NPO・まちづくり団体等との連携体制があるが、今後一層の強化が求められている。

## (2) 関西広域連合(C 分類)

## (2.1)土壌と設立および目的とねらい

関西広域連合の説明・資料によれば次のようである。土壌としては、経済団体のつながりが特筆される。 もともと仲が良く繋がりあった経済界である。2府(大阪府、京都府)4県(滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県)の経済界の繋がりを基に、2県(鳥取、徳島)が加わり、さらに、2県(三重、福井)におよび、2府8県に広がる経済団体の繋がりがある。同様に、経済団体のみならず、自治体間の繋がりもあり、また、経済団体と自治体との連携の繋がりも深い。例として、関西空港設置などに見られる。

設立の経緯は1998(平成13)年に連携協議会を2府6県と4政令市(大阪市、堺市、京都市、神戸市) で設立。観光、DMA, 震災復興等を事務として、KC関西(かん知る)をヨーロッパのECの例に倣い 謳っている。2007年KU(ユニオン)を自治体(2府6県と4政令市)と経済界で結成し、2010(平成22)年 に連携団体を設立。福井、三重の2県は今後の課題としている。

目的は、当初から国の事務・権限の移譲の 2 点(①国の出先機関誘致、②国の権限の移譲事務)をめざしていた。国の出先機関誘致は地方公共団体への移管をねらい政令市と府県が一緒に戦うことの効果をあげ、4 政令市が入っていることに大義名分があるようであるが、昨今は政治の背景から揺らいでいる部分も懸念されている。月1回、定例的にトップ(首長)が集まり意見交換をしていることがいいところであると説明している。例として、大阪万博、ワールドマスターの誘致、大学(大阪、京都、神戸)連携、健康医療などである。この連合会の特徴の一つとして、大都市制度に対する各団体の独自性を尊重し保っていることである。大阪市の都構想、京都・神戸市の特別自治市、堺市の現在のままの考えである。また、広域連合内で同じ目的を持っている。道州制を視野に入れた広域連合で、大ロンドンアソシエーション(GLA)を例に、一定の事務、インフラ、産業対策等に取り組んでおり、そこで、国の出先機関・分権を国に働きかけ求めるだけでなく、国に自治能力を認めさせ、任せられる受け皿としてなり得る実力を蓄積することを主眼としている。

#### (2.2)処理事務と今後の取り組み

処理事務は「共同処理事務」と「政策の企画調整等」であり、「共同処理事務」は7分野に亘っている。
1. 防災、2. 観光・文化・スポーツ振興、3. 産業振興、4. 医療、5. 環境保全、6. 資格試験・免許等、7. 職員研修であり、これまで東日本震災支援、ドクターへリ等に実績あり。現在、関西ワールドマスターゲームズの支援、資格試験・免許等の一元化に取り組んでいる。特に、「防災」には力を注いでいる。

「広域にわたる政策の企画調整等」は4分野であり、1. 広域インフラのあり方、2. エネルギー政策の推

<sup>5</sup>連合会事務局説明・資料。 2016年12月1日訪問調査: 事務局長はじめ面談。

<sup>6</sup> 発足時は民主党政権下であり、その後、政治情勢は変わったが、目的は不変とのことである。また、昨今は新しい政治理 念の知事、市長の登場も今後の動向が注視されている。

進、3. 特区事業の展開、4. イノベーションの推進であり、この分野の充実強化が期待されている。

#### (2.3) 関西広域連合の役割と今後の課題

今後の取り組みは、2016 (平成28) 年の「関西広域連合のあり方検討(まとめ)」でまとめられている7。 関西広域連合が分権社会の実現に向けて担う機能は3つであるとしており、1は国の出先機関の受け皿づくり(丸ごと移管)。2は関西全体の広域行政を担う責任主体であり、広域的な課題への対応として、広域的・分野機能的なガバナンスの向上、関西広域連合の存在感や信頼感を高めることにより、将来的には国出先機関の受け皿となり得る。具体的に、①課題を発見する能力、②アジェンダ設定機能、③課題を検討する場つくり(プラットホームの形成)、④ソリューション(解決策)の合意の実施、⑤シンクタンク機能を掲げ、例として、琵琶湖・淀川流域管理研究に言及している。また、構成府県市の事務を持ち寄って効率的に処理する。従来型の持ち寄り事務(既存の7分野)を守るのではなく、機動的にかつ柔軟に見直していくことができる体制としていく必要があるとしている。3は関西広域連合の自立化で、3点(住民や市町村との連携、自主課税権の導入(自主財源の確保)、本部事務局のあり方)をあげている。

以上のように、府県・指定市レベルの広範囲における展開により成果を上げている。政治状況などの今後の動向が注視される。

#### 2. 広域行政

# 2.1. 市町村合併と広域行政

これまでの変遷をたどると、人口増による膨れ上がる市町村の増加に対処して、1878(明治11)年の「明治の大合併」、1953(昭和28)年の「昭和の大合併」を経て、地域拠点、新産業都市の対処に、1965(昭和40)年の高度成長期の合併、平成期に入り、近年の厳しい財政状況の対応のために、1995(平成7)年の「平成の大合併」で対処されてきたが、繰り返す大合併の間には、広域行政が進められてきた。

「平成の大合併」の目的は、自治体の財政力強化(地方分権に対する)、生活圏の広域化に対応(モータリゼーション等による)、権限の移譲(政令市や中核市・特例市になれば)等があげられているが、多くの教訓も指摘されている<sup>10</sup>。指摘によると、合併のプラス効果として、財政支出の削減効果(職員削減による人件費、重複投資の解消等)や、職員の能力向上などがあったものの、合併のマイナス面として、行政と住民相互の連帯の弱まり(支所職員の削減等)、財政計画との乖離(地方交付税の大幅削減と重なる)、周辺部の衰退などが上げられている。財政問題(公債費の増加、地方交付税削減(合併算定替措置、合併特例等))なども大きいが、問題は合併によって生じたさまざまな弊害が顕在化した地域もあるとの指摘である。住民サービスの低下に繋がっているとしている。最も注視すべきは、「今後の市町村の課題として、市町村合

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>2016(平成28)年「関西広域連合のあり方検討(まとめ)」関西広域連合道州制のあり方検討会。

<sup>8 「</sup>市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の制定による合併。人口3万以上市制施行。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>横道清孝(2010)「日本における新しい広域行政政策」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料 6』自治体国際 化協会・比較地方自治研究センター平成 22 年 2 月

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>・全国町村会研究会(2008(平成 20)年)「平成の合併をめぐる実態と評価」道州制と町村に関する研究会

<sup>・</sup>森川洋(2013)『平成の大合併の実態と問題点』自治総研通巻 421 号 2013 年 11 月号

<sup>・</sup>日本地方財政学会シンポジウム(2014)「平成大合併の検証」川瀬遼子「地方から見た「平成の大合併」と自治体財政への影響一静岡県内市町の事例を中心に一」、牧田実「平成の大合併と「地域自治」一新潟県上越市の事例ー」、小西砂千夫「「平成の合併」の政治力学・行政体制整備としての合意・財政面の影響」

併はこれまで育まれてきた「地域共同社会」の取り組みの重要性を見落とした。地域再生のためには、「地域共同社会」をいかに維持再生するかを念頭において考えるべきで、「平成の大合併」を経た今こそ求められる地域共同社会の実現が必要である。住民と行政との関係の希薄化に対応するため、合併後の市町村において、地域共同社会をいかに構築するかである」との指摘であると思われる。

また、「平成の大合併」の次には、「道州制の導入があり得るが、その場合、道府県に小規模町村の補完機能などを残した三層制の方が適当」の指摘も考慮すべきかもしれない。そこで、平成の大合併が2013(平成25)年3月に終息した今日、広域行政の新たな展開が始まった<sup>11</sup>。

#### 2.2. 広域行政の必要性に関する国(総務省)の勧告・答申等と大都市の役割

地方分権改革推進委員会第1次勧告(2008(平成20)年5月)は広域連合の必要性を述べている<sup>12</sup>。 さらに、地方制度調査会答申もあり<sup>13</sup>、広域連携は、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法 により推進していくべきであるとしている。

宮本憲一(2012) は、大都市は都市経済学からみれば、大都市には一国の運命がかかっている。大阪都問題だけでなく大都市(東京 23 区を含めて)をどのような自治体にするのかがいま問われていると論じている<sup>14</sup>。また、金井利之(2012) は、「都市間競争」論で、大都市自治体の制度・政策は、大都市社会経済の業績に関係しているかと問いている<sup>15</sup>。西尾隆(2013)は 山積する個別政策課題と大都市制度改革との関係を論じている<sup>16</sup>。

# 3. 「広域連携制度における広域連合とは」と「広域連合が担う事務」

# 3.1. 広域連携制度(地方自治法による)における広域連合とは

広域行政(連携)、すなわち、地方自治法に基づく事務の共同処理制度は、「事務の共同処理のみを行うもの」(「法人格を有しないもの」)と「連携市町村一体を総合的な計画策定に基づき事業を行う」(「法人格を有するもの」)の2つに分類される。「法人格を有しないもの」は1952(昭和27)地方自治法改正で3種類(協議会、機関等の共同設置、事務の委託)、2014(平成26)年(地方自治法改正)で2つ(連携協約、事

<sup>11</sup> 総務省(2008)「定住自立圏構想推進要網」は本稿では触れない。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup>第1章: 国と地方の役割分担の基本的な考え方一「市町村合併の進展等により、・・「県内分権」が高まっている。・・権限移譲に際しては、・・市に優先的に進めることとする。・・総合行政を担うことができるよう、広域連合の形成、・・連携と補完などの制度の充実を図ることが必要。」第3章: 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大-(1) 基礎自治体への権限移譲の推進 <sup>13</sup>・地方制度調査会(2009) 『今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申』(第29次地方制度調査会) 平成21年6月・地方制度調査会(2016) 『人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申』(第31次地方制度調査会) 平成28年3月「・・各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。このため、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用して地方公共団体間の広域連携を推進していくべきである。広域連携は、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進していくべきである。・・・。」「三大都市圏が・・・・ 圏域として・・・どのようにするかを検討する必要がある。現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みを・・・ 活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、・・・対応を検討すべきである。」「・・三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。」「・・水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。・・」

<sup>14</sup>宮本憲一(2012)「地方財政論の到達点と課題」日本地方財政学会20周年記念講演

<sup>15</sup>金井利之(2012)「大都市制度と自治体間連携」日本地方財政学会シンポジウム

<sup>16</sup>西尾隆(2013)「政令指定都市の現状と課題」日本地方財政学会シンポジウム

務の代執行)が付加された。「法人格を有するもの」の歴史は「事務の一部を共同処理」する制度に端を発し、1888(明治38)年に市制町村制により町村組合制度を設立し、1911(明治44)年改正)で「一部事務組合」制度の設立、1974(昭和49)年の地方自治法改正で「複合的一部事務組合」制度が創設された。一部事務組合の設置は、市町村は知事、都道府県は総務大臣の許可制で、2014(平成26)年現在の数は1,515である。

「広域連合」は、1994(平成6)年地方自治法改正で創設された。1996(平成8)年に適用第1号、2000(平成12)年に介護保険制度の導入で増加、2008(平成20)年に後期高齢者医療保険制度の実施に先立って増加し、2016(平成28)年4月1日現在の数は116である。広域計画の策定とそれに基づく事業の総合的・計画的実施との観点から導入された。事務処理の実効性はほとんど一部事務組合と変わらないが、4つの特色(1. 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応可能、2. 広域的な調整をより実施しやすい仕組み - 広域計画の策定、3. 権限移譲の受け皿、4. より民主的な仕組み - 長と議員は直接又は間接選挙で選出)があり、このうちの権限移譲と直接選挙の実行について今後が注目される。2008(平成20)年の数111以降ほとんど増加していない状況である。広域連合の設置許可は、市町村は知事。都道府県は総務大臣の許可制で、住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適当であると認められる事務を処理することであることとされている「7。

#### 3.2. 広域連合が担う事務

総務省研究会は、今後の事務の共同処理に関する基本的な考え方を示している18。広域連合の事務にも 繋がる広がりを示唆するものと理解する。事務の共同処理のさらなる推進として、これまでの事務の特徴 の4点(1. 定型的で裁量の余地が少ない、2. 規模の拡大による効率化が可能、3. 専門性が高く一定の規模が ある、4. 広域的な実施が施策目的達成に有効と考えられるもの)をあげ、「これまであまり進んでいない部 門の中でも、税務事務、監査、会計管理・出納、保健福祉などに同様の特徴が見らえれ、内部管理業務、 対人サービスなど人的活動が主となる部門を中心に有効と考えられる」としている。また、共同設置制度 の改正とその活用方策について明記し、具体的部門についての共同設置の活用の検討で、共同設置の活用 できる領域(今後、制度改正が図られた段階で活用が期待されるものを含む)に言及し、具体的に、「税務 事務(特に滯納整理、資産評価)、国土調査、土木(設計・積算)、職員研修、観光振興、保健福祉、監査、 選挙管理、会計管理・出納、消費生活センター、配偶者暴力相談支援センター、情報公開、個人情報保護 審査会等の不服審査会、国民健康保険(事務)、保健所、生活保護(福祉事務所)、特定行政庁(建築確認等) および都道府県からの移譲事務」の各事務に触れている。さらに、合併による影響や今後の権限移譲への 対応として、例として、保健所(政令市、中核市、保健所設置市(政令で指定))、福祉事務所(市、都道府県 知事の同意を得た町村)、特定行政庁(人口25万以上の市、都道府県知事の同意を得た市町村)を記してい る。また、地方分権改革推進委員会の第一次勧告(2008(平成 20)年 5 月)では、移譲対象事務の例(1. 宅地 開発や商業施設等の開発行為の許可権限(市)、2. 特別養護老人ホーム、3. 保育所等の設置認可、指揮監督 (市)、4. 火薬類製造・販売営業の許可権限(市町村))を掲げ、さらに、「基礎自治体への権限移譲の考え方 の方針」で、都市計画決定、まちづくり・土地利用規制、福祉、医療・保健・衛生、公害規制、教育、生

<sup>17</sup>総務省(2000)「市町村からの申請等に対する許認可等の基準」総務省構造改革推進室

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup>総務省研究会(2010)「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」総務省研究会(自治行政局)

活・安全・産業振興、その他の各分野に亘り記し、「専門性が高く処理件数の少ないもの、共同処理した方が効率的・効果的なものがある。共同設置は主体性が残るため権限移譲の趣旨を活かすことが可能であり、 簡便な仕組みであることから、選択しとして活用が期待できる」としている。

一方、人口50万以上の政令指定都市の大都市等に関する特例事務を検証してみると、1. 事務配分上の特例として児童福祉・児童相談所、都市計画決定(区域の指定等を除く)、国・都道府県道の管理(指定区間外)、教職員の任命・給与の決定・休職懲戒など、2. 承認・許可・認可等の直接大臣の関与の特例として地方債に係る協議、3. 行政組織上の特例として区の設置、4. 財政上の特例として地方譲与税の増額等の措置がある。大都市側から、政令指定都市制度の問題点として、1. 一般の市町村と同一の制度を適用、2. 大都市の位置づけや役割が不明確、3. 特例的・部分的で総合性、一体性を欠いた事務配分、4. 都道府県との役割分担のあいまいさにより生じている二重行政・二重監督、5. 役割に応じた税財政制度の不備(大都市の事務権限や大都市特有の財政需要に対応しない市町村税)が指摘され、さらに、課題として、次の4点を満たす新たな大都市制度の創設が求められている。即ち、1. 圏域の特性を踏まえた大都市制度、2. 「基礎自治体優先の原則」に基づく大都市制度、3. 大都市が果たすべき役割に対応した大都市制度、4. 地域の視点を重視した大都市制度である。大都市が周辺市町村と広域連合を組織する場合、大都市と周辺市町村双方にとって、有益であらねば成立せず、この場合、これまで、指定都市の大都市が扱えなかった事務の新たな展開、周辺市町村が指定都市と同様の事務の展開が出来るメリットが期待されるところである。

# 4. 名古屋大都市圏広域連合の可能性(名古屋市にとっての広域連合の展望と担うべき事務)

名古屋市(2015(平成27)年)は、「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方」を公表して19、3つの 視点(1. 圏域全体をけん引、2. 行財政面における自主・自立、3. 地域ニーズへのきめ細かな対応)と2つの 方向性(1. 圏域における自治体連携、2. 「特別自治市」制度の創設(権限・財源の一元化、住民自治の充実)) を示している。「名古屋大都市特別自治圏」をめざす準備段階として、新たに名古屋大都市圏の全市町村で 構成する「名古屋大都市圏広域連合」を形成する場合、関西広域連合、東三河広域連合の例からこれまで の絆、繋がりに着目して、名古屋市と周辺市町村の行政の広域連携の現況からみて、広域連合結成の範囲(加入自治体数)は30余年間の実績のある名古屋市近隣市町村懇談会の加入自治体を基本に考えることが妥当 であろう20。懇談会では、これまで、周辺市町村から名古屋市に対し、交通体系の整備、防災対策、さら に、広域連携のニーズがある分野としての人事・研修、交通、観光、福祉、上下水道、環境、インフラ整 備、教育、産業振興、医療などの要望がされている。

近隣市町村懇談会の自治体は、既に必要に応じて、各自治体が個別に、政策課題の個々の事務ごとに、 一部事務組合、広域連合、および、その他の連携により行政運営の補完をしている。一部事務組合および 広域連合は、し尿処理、ごみ、火葬、水道、消防、介護、厚生福祉、教育、農業共済の各分野に、多種に 亘るその他の連携(協議会・連絡会・連絡会・連絡会議・促進事業、採択事業、研修協議会、調査研究会、連絡協議

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>名古屋市(2015)「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方~「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざして~」平成26年3月

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>出所:名古屋市資料:名古屋市近隣市町村懇談会:1986(昭和 61)年度から年 1 回。 広域行政課題の意見交換会。参加市町村: 愛知県内の 38 市町村:26 市 11 町 1 村。 (平成 26 年 1 月現在)

会、連携会議、協定、塾、相互応援協定)は、観光、環境・ごみ、医療・福祉、職員研修、地域振興、下水道、農業、水道、消防・防災、その他の各分野に及んでいる<sup>21</sup>。このような状況のもとで、これらとの整合の難題があろうが、それでも、敢えて、さらなる行政コストの増大に対処するために、名古屋大都市圏の全市町村で構成する広域連合を新たに形成するにあたって、広域連合の重要な目的の1つである効率化に資する共同処理事務の内容は、既述の総務省研究会の報告書(2010)に掲げる諸事務のうち、この地域に相応しく馴染む事務を、自治体間で議論の上、可能なものから順次着手することになろう。

広域連合の目指すもう―つの重要な目的は、資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効 率的かつ効果的に提供するための各市町村の資源を有効に活用する観点から、この地域ならではの広域連 合の目的の共通認識を確立し、周辺市町村のメリットと大都市名古屋市のメリットを明確に設定すること が肝要であると思慮する。周辺市町村のメリットになることとして、広域連合に対する政令市並みの権限 移譲と財源移転(保障)の実現などが求められよう。また、住民から名古屋市並みの行政サービスが期待 されるであろう。大都市名古屋市のメリットの設定が難しいところで、議論の上で設定されるべきである が、例えば「地域の絆の再生」と「地域創生課題の対処」の2点が考えられる。「地域の絆の再生」は周辺 市町村から学ぶ子育て、高齢者の生きがいなどの大都市の失われた地域の絆(コミニテイー)の再構築であ る。高齢社会の例を見ても、大都市の高齢者の状況は地域の自然環境や絆により豊かに暮らす周辺市町村 とは明らかに異なるのである。「地域創生課題の対処」については、地方自治法施行(戦後)70 年を経た今 日、社会経済状況の変貌に対応した行財政システム・枠組み(パラダイム)の転換が言われて久しいが、人 口減少・少子高齢化等により、これまでの行政サービスを維持することが困難な税収不足の中で、最重点 課題の防災・減災の対応はもとより、全国的となっている3つの緊急課題(1. 社会資本の老朽化にともなう 一斉更新、2. 次世代を担う人材の公共財である子どもの育成、3. 雇用の確保)の対応ではないかと考える。 2000 年代に入り、行政内部で、カネ(膨大な地方債残高)、ヒト(団塊世代の大量退職・非正規職員の大量 導入による行政水準の低下)、モノ(老朽施設建設物の一斉更新)の3つのリスクの対処が懸念され、およそ 20年を経た今日、深刻さがさらに増している。3つのリスクは、対応の途上で大きな宿題のままとなって おり、3つの喫緊課題に繋がってきている。

1 つ目の社会資本はインフラと箱モノの 2 つに大別出来る。道路、河川、上下水道、交通、学校はじめの必要不可欠なインフラの計画的更新が急務である。各地でトンネル崩落、道路陥没等の社会資本の基盤に関わる事故が続発している現状、最早、延命の維持補修の限界を超えている。他方、施設建築物(いわゆる「箱モノ」)は、ソフト面の経営手法の抜本的改革に併せ、一方で、一自治体を超えた地域全体での効率的な再配置が求められている。2 つ目に「次世代を担う人材の子どもの育成」について懸念されている。保育園をはじめとする子育てをする環境整備の促進とともに、特に、昨今、子どもの貧困が社会構造を脅

<sup>&</sup>quot;出所:既存の一部事務組合および広域連合の状況:名古屋市(2013(平成 25))「大都市制度・広域連携に関する調査研究報告 書」名古屋市総務局企画部大都市・広域行政推進室 〇一部事務組合および広域連合の状況:・名古屋市非加入1連合 49組合一分野別・し尿処理(11組合(以下「組合」を略))、ごみ(10)、火葬(6)、水道(4)、消防(8)、介護(1連合 2組合)、厚生福祉(3)、教育(3)、農業共済(2)。〇その他の連携一各種(協議会・連絡会・連絡会議・促進事業、採択事業、研修協議会、調査研究会、連絡協議会、連携会議、協定、塾、相互応援協定)の状況:・名古屋市加入16連携・分野別・消防(4協定)、消防・防災(3協定)、観光(1協議会(以下「連携各種」を略))、水道(1)、環境・ごみ(4)、教育(1)、その他(1)、下水道(1)。・名古屋市非加入21連携・分野別・消防(7協定)、観光(3)、環境・ごみ(3)、教育(1)、職員研修(1)、地域振興(5)、農業(1)。

かす深刻な問題となっているが、子どもは将来の健全な納税者・年金の掛け金者としての公共財として、社会で育てるという共通の認識のもと、教育の機会均等を旨として、また、負の連鎖を断ち切る手段として、基金・税による無償など教育費の社会化等が求められている。3 つ目の「雇用の確保」は地域創生のカギと言え、生活の安定維持のために必須である。そのための場の確保として産業の育成、とりわけ、他地域に較べ、モノづくりの地として技術力の高い当地域の産業を支え集積する中小企業群の再生による雇用の確保が必然である。このようなことは、一自治体のみでなく、住民にとってのメリット・広域にわたる政策の企画調整等のもとで対処することが地域全体の発展に繋がると考えられる。

この地域の特性を生かすものづくりの DNA 変革をカギ(2016(平成 28)年 12 月 21 日本経済新聞)に、これからの成長分野である次世代自動車、宇宙開発関連産業、航空機産業、ロボット、エネルギー、医療などがあげられているが、部品などでこれらを支える中小企業群の育成が長中期的な展望の基であろう。行政としては水素ステーションの整備などのインフラ整備、人材育成、大学と連携したネットワーク作りを通じた支援、イノベーション(技術革新)、新しいマーケットの開拓などの有用・有効な施策の展開、新たな組織の導入などが不可欠である。このことは、大都市名古屋が単独で求めるより、地域一体となった目的のもとでの広域連携、とりわけ広域連合として複数の自治体と一緒になって求めた方が、より広域・効果的であろう。

このように考えくると、大都市名古屋市が牽引する広域連合の事務は明確になって来る。既述の 68 の 広域連合を大きく超えたものとなろう。既述の 68 の広域連合は効率化のための共同処理事務がほとんどで、処理事務事項に「広域化(振興など)の調査」を掲げつつも大きく進んでいなく、調査研究の目的が曖昧で、目的の設定が今後の課題となっている広域連合も散見されている。地域事情により多くの要因があると思われるが、行政職員の人材不足も指摘されている。先見性を持って住民を啓発し、住民合意の上で実行することが行政職員の使命である。本物の実力を身に付け、その限りにおいて矜持を持って対応することである。3 つのリスクの対応などは、管理上、事前に予見し得る行政内部の課題事項として、対応する能力が求められる。行政職員の資質(問題発見・対応力・企画調整力)が問われており、向上が急務となっているが、広域連合では加入する自治体が一体となっての人材育成が広く可能となろう。

広域連合の目的を設定する際は、平成の大合併を教訓に、まず、それぞれの自治体の意思を尊重し、独自性の高い自由度のもとで、相互の満足度を高める自治体間での議論を前提に、地域全体の住民福祉の条件整備としての目指す共通の目的を確立し、広域連合をツールとして、地域共同社会を実現することである。ただ単なる効率化のための共同処理事務のみではなく、有効性、効率性、経済性の観点をあわせ、この地域の将来を見据えた理念のもとでの確かな目的のための広域連合の事務を設定すべきと主張する。地域経営を踏まえ、これまでの広域連合の概念を超え、全国の大都市(政令市)に先駆け、この地方ならではの望ましい広域連合を形成するために、大都市名古屋市はこの地域を牽引する役目を果たす時であり、絶好の機会であるとも言える。明確な目的の設定次第で、名古屋大都市圏広域連合の可能性は開かれてくるであろう。

# 参考文献

横道清孝(2010)「日本における新しい広域行政政策」『アップ・ツ―・デートな自治関係の動きに関する資料 6』自治体国際化協会・比較地方自治研究センター

宮本憲一(2012)「地方財政論の到達点と課題」日本地方財政学会20周年記念講演

金井利之(2012)「大都市制度と自治体間連携」日本地方財政学会シンポジウム

西尾隆(2013)「政令指定都市の現状と課題」日本地方財政学会シンポジウム

森川洋(2013)『平成の大合併の実態と問題点』自治総研通巻 421 号

日本地方財政学会シンポジウム(2014) 川瀬憲子「地方から見た「平成の大合併」と自治体財政への影響 -静岡県内市町の事例を中心に - 」牧田実「平成の大合併と「地域自治」 - 新潟県上越市の事例 - 」小西砂 千夫「「平成の合併」の政治力学・行政体制整備としての合意・財政面の影響」

全国町村会研究会(2008)「平成の合併をめぐる実態と評価」道州制と町村に関する研究会

総務省研究会(2008)「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」

総務省研究会(2010)「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」自治行政局

地方制度調査会(2009・第29次)(2013・第30次)(2016・第31次)

政令指定都市市長会(2011)「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」

東三河広域連合(2016)説明・資料 関西広域連合(2016)説明・資料

関西広域連合(2016)「関西広域連合のあり方検討」関西広域連合道州制のあり方検討会

名古屋市(2010・2013)「大都市制度・広域連携に関する調査研究報告書」大都市・広域行政推進室

名古屋市(2015)「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方」

名古屋市立大学大学院付属研究所研究会 (2016) 『名古屋市における大都市制度のあり方〜基本的方向性と 住民自治、社会的インフラの整備・改修』 国際地域経済研究第 17 号